

下仁田町長 様

下仁田町空き家バンク制度物件登録申込書

住所

氏名

⑩

下仁田町空き家バンク制度実施要綱第4条の規定に基づき、下記に同意の上、空き家バンクへの物件登録を申し込みます。

登録内容は、下仁田町空き家バンク制度物件登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

記

・同意事項

次のことについて同意します。

- （1） 空き家バンクの登録に係る個人情報（空き家バンク制度物件登録カード）の一部を空き家バンク登録事業者及び登録利用者へ提供すること。
- （2） 標記申込みの手続き上、事務担当者が家屋及びこれに関連する課税資料を閲覧すること。
- （3） 空き家バンクに登録された物件情報のうち、その必要な情報の一部を公開すること。
- （4） 契約締結後に係るすべてについて、当事者及び登録事業者間で責任をもって解決すること。

※ 注意事項

- 1 本町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と登録利用者の間で行う物件の賃貸借・売買に関する契約等の仲介は行いません。
- 2 宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく範囲内となります。
- 3 登録期間は受付日から2年です。
- 4 登録期間中に契約が締結された場合は、空き家バンク制度成約物件報告書（様式第11号）を提出してください。
- 5 申込みされた個人情報は、下仁田町個人情報保護条例（平成12年条例第60号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。